



公告

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号に規定する指定地方公共機関として、次のとおり指定しました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

指定地方公共機関の名称及び本店の所在地
長野県都市ガス株式会社
長野市篠ノ井会土井沢687番地

危機管理・消防防災課

公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画局企画課並びに関係の地方事務所、市役所において一般の閲覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)
農業地域	495,369	36.5	495,359	36.5

関係地方事務所は長野地方事務所であり、関係市役所は長野市役所です。

企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

2005年農林業センサス農林業経営体調査に係る入力媒体作成及び電算処理業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成18年2月28日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が「A」に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類及び規模を同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 別途定める仕様書の要件をすべて満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課統計活用室

電話 026(235)7073

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成17年4月19日 午後1時30分
- (2) 場所 長野県庁 西庁舎303号室

5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年5月12日 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎302号室
- (3) 郵送入札の可否
郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明をした書類を、平成17年5月2日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときには、入札に参加を希望する者の負担において説明をしてください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成17年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature of the services to be purchased:

Commissioned service for Data Processing System of 2005 SENSUS OF AGRICULTURE AND FORESTRY and others

(2) Contact place for information about the tender; description/conditions/and other inquiries:

Information Policies Division, Planning Bureau,
Nagano Prefectural Government 692-2 Aza Habashita,
Oaza Minaminagano,
Nagano City
TEL 026-235-7073

(3) Time and place for the tender:

Time: 10:00 AM May 12, 2005

Place: Information Policies Division, Planning Bureau

情報政策課統計活用室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁産業廃棄物処理業務委託

(2) 役務の特質

長野県庁から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分にかかる業務

(3) 履行期間

契約の日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

入札金額は、別に業務仕様書において示す年間予定排出量に基づき、入札者が設定した産業廃棄物1㎡当たりの単価を記載してください。

落札者の決定は、当該年間予定排出量の処理の対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した契約期間中の産業廃棄物処理料の総額で行いますので、入札金額と併せて産業廃棄物処理料の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の許可を受けた者であり、かつ、長野県知事又は長野市長から同条第6項の許可を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年4月11日 午前9時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年4月6日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- (10) 契約の締結
この調達に係る契約は単価契約とします。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
長野県庁・長野合同庁舎一般廃棄物処理業務委託
- (2) 役務の特質
長野県庁及び長野合同庁舎から排出される一般廃棄物の収集及び長野市清掃センターへの運搬作業
- (3) 履行期間
契約の日から平成18年3月31日まで
- (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎及び長野合同庁舎
- (5) 入札方法
入札金額は、別に業務仕様書において示す年間予定排出量に基づき、入札者が設定した一般廃棄物1キロ当たりの単価を記載してください。
落札者の決定は、当該年間予定排出量の処理の対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した契約期間中の一般廃棄物処理料の総額で行いますので、入札金額と併せて一般廃棄物処理料の総額を記載してください。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当するものであることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35

- 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を受けた者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7045
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年4月11日 午前11時
イ 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年4月6日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- (10) 契約の締結
この調達に係る契約は単価契約とします。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

管 財 課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
箕輪都市計画下水道 箕輪町公共下水道
- 2 縦覧場所
長野県生活環境部水環境課生活排水対策室及び箕輪町建設水道課

水環境課生活排水対策室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年3月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 やまぼうし自然学校
- 3 代表者の氏名
毛 受 俊 郎
- 4 主たる事務所の所在地
小県郡真田町大字長1223番地5751
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、自然や環境への理解を普及させるための事業を行い、その事業の普及を通じ、森林の再生と21世紀の新たな森林文化の創出を目指すことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年3月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 美和湖倶楽部
- 3 代表者の氏名
羽 場 好 美

- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡長谷村大字溝口1138番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、自然に関心を寄せる人々に対して、里山の豊かな自然や暮らしの知恵を活用した環境教育に関する事業を行なうことにより、人々の豊かな情操をはかり、将来世代の健全な育成ならびに地域の振興に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年3月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 長野会
- 3 代表者の氏名
中 村 隆 敏
- 4 主たる事務所の所在地
長野市稲里町中央3丁目5番13号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、国民と企業、行政間の交流やサービスに関する調査、研究、宣伝及び研修会・セミナー等の開催、運営等を行うことにより、行事やサービスに対する認識と理解・信頼の確保を図り、国民生活向上のためのまちづくり、情報化社会の発展、経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発 生 年月日	患 畜 畜 疑 似 患 畜 の 区 分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成17年3月22日	患 畜	1	上伊那郡箕輪町

畜産課

公告

県営梨窪地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営梨窪地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年4月1日から4月28日まで
- 3 縦覧の場所
千曲市役所

土地改良課

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の事由による南安曇郡穂高町橋爪土地改良区の解散を、平成17年3月24日認可しました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止を承認しました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 農地保有合理化法人の名称
財団法人臼田町振興公社
- 2 事業の種類
農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第4号に規定する事業

農村整備課

公告

佐久市における県営星谷地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営星谷地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年4月1日から4月28日まで
- 3 縦覧の場所
佐久市役所

農村整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岡谷都市計画道路事業 3・4・6号岡谷川岸線
- 3 事務所の所在地
諏訪建設事務所(諏訪市上川1-1644-10)
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
伊那都市計画道路事業 3・3・1号環状北線
3・4・3号名古屋塩尻線
3・5・11号河西線
- 3 事務所の所在地
伊那建設事務所(伊那市大字伊那3497)
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画道路事業 3・4・17号二の丸豊田線
- 3 事務所の所在地
松本建設事務所（松本市大字島立1020番地）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・3・41号丹波島村山線
- 3 事務所の所在地
長野建設事務所（長野市大字南長野南県町686-1）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の終了を認可しました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地区画整理事業の名称
駒ヶ根市東町土地区画整理事業
- 2 施行認可の年月日
平成15年2月27日

3 終了認可の年月日

平成17年3月25日

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可しました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 組合の名称
須坂市郷原土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成7年12月14日から平成20年3月31日まで
- 3 施行地区
須坂市大字日滝字郷原の一部
- 4 事務所の所在地
須坂市大字日滝230番地
- 5 設立認可の年月日
平成7年12月6日
- 6 変更認可の年月日
平成17年3月25日

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可しました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地区画整理事業の名称
佐久市野沢本町沿道整備土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
佐久市大字中込3056 佐久市建設部区画整理課
- 3 施行認可の年月日
平成15年3月18日
- 4 変更認可の年月日
平成17年3月25日

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可しました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地区画整理事業の名称
佐久市猿久保土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
佐久市大字中込3056番地 佐久市役所都市計画課内
- 3 施行認可の年月日
平成16年3月9日
- 4 変更認可の年月日
平成17年3月25日

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第11条第6項の規定により、次の土地区画整理事業について、次のとおり施行者の変動の届出がありました。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地区画整理事業の名称
佐久市猿久保土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
佐久市大字中込3056番地 佐久市役所都市計画課内
- 3 施行認可の年月日
平成16年3月9日
- 4 新たに施行者になった者の氏名及び住所
氏名 佐久市土地開発公社 理事長 三浦大助
住所 佐久市大字取出町183番地
- 5 施行者でなくなった者の氏名
佐藤光良
佐藤操
平成17年3月25日

都市計画課

公告

県営住宅の入居者を次のとおり募集します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 募集団地

(1) 県営住宅の所在地等

団地名	所在地	構造	住戸規模	募集戸数 (うち評価選考枠)
ねざめ	上松町	中層 耐火 4階建	1DKY (車イス生活者向け) 61.1㎡ (洋間 (13.0㎡)、DK、浴室)	2戸
			2DKY (車イス生活者向け) 70.8㎡ (洋間 (13.0㎡、9.0㎡)、DK、浴室)	2戸
			2DKY 61.1㎡ (8畳、洋間 (10.0㎡)、DK、浴室)	4戸 (1戸)
			3DKY 78.8㎡ (8畳、洋間 (9.0㎡) × 2間、DK、浴室)	6戸 (2戸)

(2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額

入居者の収入(月額) (公営住宅法施行令第1条第3号に規定する収入)	家賃(月額)			
	1DKY (車イス生活者向け) 61.1㎡	2DKY (車イス生活者向け) 70.8㎡	2DKY 61.1㎡	3DKY 78.8㎡
0 ~ 123,000円	20,500円	23,800円	20,400円	23,800円
123,001 ~ 153,000	24,800	28,800	24,700	28,800
153,001 ~ 178,000	29,400	34,100	29,200	34,100
178,001 ~ 200,000	33,900	39,400	33,700	39,400
200,001 ~ 238,000	39,200	45,500	39,000	45,500
238,001 ~ 268,000	45,000	52,200	44,700	52,200

(3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居予定日
長野県木曾地方事務所 商工雇用建築課	平成17年4月1日(金)から 平成17年4月11日(月)まで	平成17年5月1日(日)

2 入居等の資格

- (1) 県内に居住し又は勤務場所を有する方
- (2) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻予約者を含む。)がある方
- (3) 住宅に困窮している方
- (4) 収入が一定基準以下の方
- (5) 評価選考枠への申込は、生活保護、心身障害者、母子(寡夫・多子を含む。)、老人、引揚者などの世帯に限られます。

3 申込方法

(1) 提出書類

- ア 県営住宅入居申込書(用紙は、最寄りの地方事務所又は長野県ホームページにあります。)
- イ 住民票の写し
- ウ 収入状況を証明する書類
- エ その他事実を証明する書類
 - ・婚姻予約者は両親等関係者の証明書
 - ・評価選考応募者は、生活保護受給者証明書、母子世帯証明書、障害者手帳の写し等評価選考応募者の資格要件を満たしていることを証する書類
 - ・車イス生活者向け住宅応募者は、車イス使用を証する書類(障害者手帳の写し等)

(2) 申込戸数

1世帯1戸

4 選考方法及び入居の許可

入居者の決定は、次の評価選考又は抽選選考により選考し、入居を許可します。また、補欠入居選考予定者を決定します。

- (1) 評価選考の場合は、申込時に提出された県営住宅入居申込書及び優先入居申込書の内容により、住宅困窮度を評価して選考し、入居を許可します。
- (2) 抽選選考の場合は、申込者の数が募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選考し、入居を許可します。
- (3) 補欠入居選考予定者を決定し、(1)又は(2)により選考された者が入居しない場合は、補欠入居選考予定者を選考の対象とします。

5 その他

この募集についての問合せは、長野県木曾地方事務所商工雇用建築課又は長野県住宅部住宅課にしてください。

住宅課

公告

塩尻市塩尻東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成17年3月31日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

理 事

新 任

氏 名 住 所
米 窪 卓 朗 塩尻市大字大小屋108番地

退 任

氏 名 住 所
白 木 清 作 塩尻市大字堀ノ内254番地

土地改良課

公告

南佐久郡川上村による樋沢地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県佐久地方事務所長 和田 恭 良

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年4月1日から4月28日まで
- 3 縦覧の場所
南佐久郡川上村役場

農村整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年 3月31日

長野県飯田建設事務所長 小林 正 登

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダム管理事業に伴う設備点検委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約の日から平成18年 3月24日まで

(4) 履行場所

松川ダム(飯田市上飯田)及び片桐ダム(下伊那郡松川町上片桐)

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同種の単一无線通信によるテレメータ保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本店を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2-678

長野県飯田建設事務所 総務課

電話 0265(53)0449

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年4月14日(木) 午前11時

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 5階502号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年4月8日(金)午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成17年 3月31日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

名称 所在地 指定年月日
有限会社アクアシステム 上高井郡小布施町大字都住807番地 平成17年 3月25日

水道課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年 3月31日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時 間